

各地方本部執行委員長 様
各単組・総支部執行委員長 様

自治労北海道本部
執行委員長 山上 潔
(担当：自主福祉担当臨時執行委員)
全労済自治労共済本部北海道支部
事務局長 三浦 正一
(職印省略)

マイカー共済次期制度・掛金改定(実施概要案)に対する意見集約について

連日のご奮闘に心から敬意を表します。また、日頃より共済運動の推進にご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、全労済では、「マイカー共済」制度について「安定的な事業運営を行い、組合員に永続的に自動車共済を提供し続けるため」に、「中期経営政策(中経)最終年度の2017年度までに危険差損(その年度の純掛金から共済金(未払分を含む。)を控除した残額がマイナス。)の解消を行う」として、2016年2月1日から掛金体系や掛金率、割引内容等を総合的に見直す検討を進めています。

見直しを必要とする背景には、

- ①マイカー共済は、2013年度実績で危険差損が▲37.4億円(これから生協法で定められた異常危険準備金積立を行った残額＝純掛金剰余は▲63.8億円)で、他の共済種目の剰余金等をもって収支バランスを取っている現状にあります。
- ②さらに、今後の収支を見通すと、中経最終年度となる2017年度末には危険差損が▲65.5億円(純掛金剰余が▲93.9億円)となるとの試算であり、マイカー共済の収支を改善し、かつ、大手民間損害保険各社との競合に対応し得る制度を持続していくことが喫緊の課題となっています。
- ③制度の赤字要因として、掛金収入の伸びの鈍化に対して事故発生率および共済金支払額が大幅に増加していることがあります。この間の、小型乗用車から軽四輪乗用車への急激なシフト(掛金単価の大幅な低下、契約全体の3割を占める。)、高齢者ドライバーの契約者比率の増加(事故発生率の増加)、自動車の修理費単価の上昇などの情勢変化・収支比率悪化の対策として、民間損保各社が毎年1～2%程度の保険料引き上げを行ってきたのに対し、全労済マイカー共済の制度改定が追いついていないことがあげられます。
- ④加えて、民間損保加入者が、「事故有」によって大幅な掛金引き上げとなるためにマイカー共済に切り替える(新規加入時の等級に「事故有」が影響しない。)という契約事例が相当数にのぼり(統計的に事故再発率が高い→掛金収入を共済金支払が恒常的に上回る。)、高リスク契約の流入防止・事故有係数導入も大きな課題となっています。

これらを踏まえて検討されている「実施概要案」の主な内容は、次のとおりです。

- ・掛金率の見直し … 平均16%程度の引き上げ
- ・等級区分の見直し、「事故有区分(係数)」の導入
- ・被共済者年齢区分・運転者範囲の見直し … 30歳以上を廃止・26歳以上へ、「本人・配偶者限定割引」新設
- ・損害率の高い軽四輪自動車掛金単価の(大幅な)見直し
- ・車両損害補償自己負担額＝免責額20万円の新設(現行は5万円・10万円)
- ・団体割引(自治労10.0%)は現状のしくみを維持(主な産別職域の現状では、割引率の大幅な見直しが確定的＝▲5.0%～▲7.5%) など

「自治労本部」および全労済の職域事業本部である「自治労共済本部」では、マイカー共済制度の現状と抱える問題点、取り巻く情勢、将来にむけた安定化の課題等に照らして「見直しの必要性は理解」しつつも、自治労自動車共済からマイカー共済への移行を開始して1年あまりの現時点において、急激な制度・掛金変更は契約者・組合員に混乱をもたらすこととなるため、10月中旬に予定される全労済理事会での最終的な改定内容決定に意見反映できるよう、内部的な意見集約を行うこととなりました。

「自治労北海道本部」としても、マイカー共済の見直し・内容充実を行って健全な制度・経営を持続していくことが結果的には組合員の利益に資することにもつながり、かつ、民間損保会社との競争に負けない商品内容にしていくことは必要との認識はもちつつも、示された改定内容には課題・問題点もあることから、各単組・総支部の意見集約を行って自治労共済本部および全労済に反映していくこととしました。

つきましては、次のとおり集約を行いますので、極めて短期間での取り組みとはなりますが、添付資料等を参考にしながら各単組・総支部での議論、意見反映をお願いします。

記

1. 意見集約期日 9月11日(木)までに道本部共済推進委員会事務局(担当:臨時執行委員・木村)

または、全労済自治労共済本部北海道支部へ、

①FAX(道本部:011-700-2053、道支部:011-747-1876)、または、

②電子メール(木村:kimura@jichiro-hokkaido.gr.jp)等により報告願います。

2. 添付資料

- ①「<マイカー共済>次期制度・掛金改定(実施概要案)について」【ダイジェスト版】、掛金試算資料
- ②自治労本部・全労済自治労共済本部「第3回共済推進県本部代表者会議・県支部事務局長合同会議」資料
- ③現時点(8/22現在)の道本部・道支部からの意見反映事項案「共済推進委員会事務局(案)」

3. スケジュール等

<北海道本部の意見集約スケジュール>

- | | |
|------------|--|
| 2014/ 8/21 | 第24回執行委員会 … 提起内容、道本部の考え方を決定。
時間の制約があるため、文書を發文、ホームページおよび機関紙掲載等による周知をはかる。 |
| 8/22 | 第5回拡大闘争委員会 … 提起、意見集約を要請 |
| 9/ 9 | 第25回執行委員会 … その時点までの集約意見について審議、道本部の「意見反映事項(案)」、以降(～9/11)分の取り扱い方法を確認 |
| 9/11 | 道本部の意見集約最終〆切日、最終内容確定 |
| 9/12 | 本部(共済本部)へ文書で意見を報告 |

<自治労共済本部・全労済のスケジュール等>

- | | |
|--------|---|
| 9月12日 | 実施概要案対応案への意見集約締切日(各県本部・県支部→) |
| 18日 | 自治労共済推進県本部代表者・県支部事務局長合同会議
(意見集約を受けての協議) |
| 29日 | 自治労本部共済推進委員会 |
| 30日 | 自治労共済推進県本部代表者会議(拡大闘争委員会当日)
(最終的な方針の確認→全労済への意見反映) |
| 10月21日 | 全労済理事会(実施案の決定) |

以上